

令和8年3月

(施設整備促進支援事業) 活用意向調査の留意事項

鹿児島県保健福祉部
保健医療福祉課

- 1 本事業について、本県における予算措置については検討中であり、現時点での事業実施は未定です。
- 2 本県において事業を実施することとなった場合であっても、国予算を超える事業計画の提出があった場合、国により国予算の範囲内での支給の調整が行われます。本調査への事業計画の提出をもって給付金支給を確約するものではありません。
- 3 今回活用希望調査に対し、提出期限までに事業計画の提出がない場合には、本事業の給付対象外になります。本事業の活用を希望する場合は、必ず期限までに事業計画の提出をお願いします。
- 4 本事業の給付要件にある令和7年度中に施設整備に係る本体工事の契約を締結していることを確認するため、本体工事の契約書の写しも提出ください。
- 5 補助金の支給時期等によっては補助対象の施設整備の期間及び整備面積について調整を行う可能性があります。
- 6 本事業では、別紙「施設整備促進支援事業実施要綱」の別表1, 2, 3に該当する施設の整備に関する事業が交付対象となりますが、事業によって新築、増改築、改修といった工事内容の対象が異なります。
- 7 令和7年度に別紙1～3の各事業を利用せずに施設整備を行った場合も、交付要件に該当する場合は、本事業の支給対象となります。